

市町村職員の勤務条件の状況

地方公務員の勤務時間、休暇等の勤務条件は、地方公務員法第24条第4項の規定により、国や他の地方公共団体の職員との権衡を考慮することとされています。

(1) 年次有給休暇の取得状況 (R5.1.1~R5.12.31 または R5.4.1~R6.3.31 の1年間)

区分	市	町村	全団体	(参考) 大分県	(参考) 全国市区町村
平均取得日数(日)	12.8	12.3	12.8	16.1	13.4

※非現業の一般職に属する職員のうち、首長部局に勤務する職員についての状況。

(2) 育児休業、育児のための部分休業、育児短時間勤務の取得状況 (令和5年度に新たに取得した者)
育児休業とは、職員が3歳に満たない子を養育するため、勤務しないことができる制度です。【無給】

※共済組合からの手当金あり

部分休業とは、職員が小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、1日2時間を超えない範囲内で、勤務しないことができる制度です。【無給】

育児短時間勤務とは、職員が小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、通常の勤務時間より短い時間を割り振られて勤務することができる制度です。【無給】

【育児休業等の取得状況及び取得率：市町村（全部門合計）】

区分	令和5年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員数	令和5年度新規取得者数		
		育児休業	部分休業	育児短時間勤務
男性職員	351	110 (31.3%)	2 (0.6%)	1 (0.3%)
女性職員	198	198 (100.0%)	23 (11.6%)	18 (9.1%)
計	549	308 (56.1%)	25 (4.6%)	19 (3.5%)

※令和5年度新規取得者数には、令和4年度以前に育児休業等が取得可能となり、令和5年度から新たに育児休業等を取得した職員が含まれる。

※()内は、「令和5年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員数」に占める「令和5年度新規取得者数」の割合

【育児休業等の取得状況及び取得率：市町村（一般行政部門）】

区分	令和5年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員数	令和5年度新規取得者数		
		育児休業	部分休業	育児短時間勤務
男性職員	177	84 (47.5%)	1 (0.6%)	1 (0.6%)
女性職員	135	135 (100.0%)	20 (14.8%)	7 (5.2%)
計	312	219 (70.2%)	21 (6.7%)	8 (2.6%)

※令和5年度新規取得者数には、令和4年度以前に育児休業等が取得可能となり、令和5年度から新たに育児休業等を取得した職員が含まれる。

※()内は、「令和5年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員数」に占める「令和5年度新規取得者数」の割合